

子育て応援在宅育児支援金

(R6.4.1～)

一関市では、生後8週間から3歳に満たない第2子以降の児童を、保育所等を利用せずに、在宅で養育している保護者に対して、育児支援金を支給します。

対象児童

- 保育所等を利用していないこと
- 高校卒業までの児童のうち第2子以降で、生後8週間を超え、3歳未満であること
- 一関市に住所があること

支給対象者

- 申請者及びその配偶者が育児休業給付金等を受給していないこと
- 対象児童と同居し、育てていること
- 生活保護を受給していないこと
- 暴力団関係者や公序良俗に反する者でないこと

支給額

児童1人当たり 月額 10,000円

手続きについて

一関市子育て応援在宅育児支援金支給申請書に関係書類を添えて、提出してください。お勤めしている方は、育児休業給付金受給申請状況証明書の提出が必要になります。支給要件に該当しなくなったときは、届出が必要です。

当該年度の最終申請期限は、翌年の3月10日となりますのでご注意ください。

●支給期間

対象児童が生後8週間を超えた月の翌月から3歳に達する月まで
(誕生日が1日の場合は前月まで)

支給要件に該当する月分については、遡及して支給します。

●支給月

年3回：7月（4月～7月）・11月（8月～11月）・3月（12月～3月）

※申請が遅れた場合については、次の支給月にまとめて支給します。

支給決定

審査後、一関市子育て応援在宅育児支援金支給決定（申請却下）通知書にてお知らせします。

お問合せ・提出先

一関市役所 児童保育課
手当係 TEL 21-2172
各支所市民福祉課 こども・福祉係

